

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第32回）
議事要旨

○日時

令和7年9月30日（木） 8時00分～10時35分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、河野康子委員、橋本征二委員、道田悦代委員、吉岡拓如委員

○オブザーバー

栗田 徹 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室 室長
齋藤 綾 農林水産省林野庁林政部木材利用課 監査官
杉井 威夫 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

妙中 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐
森川 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

- ① ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップについて
- ② 2031年度以降のライフサイクルGHG基準について
- ③ 輸入木質バイオマスの持続可能性について

○議事要旨

- ① ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップについて
委員

- ・ ライフサイクルGHG算定値のバラつきが大きい理由について情報収集をお願いしたい。

委員

- ・ ライフサイクル GHG 算定値の傾向について、石炭混焼とバイオマス専焼の場合を分けて整理してはどうか。

委員

- ・ ライフサイクル GHG の算定結果を公表している事業者が評価されるような仕組みを進めることが望ましい。環境評価に対する評価と公表を発電事業者が自覚することが必要。

委員

- ・ 報告単位が事業者により異なる点について留意しつつフォローアップすべき。

事務局

- ・ ライフサイクル GHG 算定値のバラつきが大きい理由について、業界団体と連携して分析を進める。

座長

- ・ 参加率向上は 2031 年度以降の対応を考える上でも非常に重要。事務局提案のように、大型案件の参加を促進させる取組が、公平性という観点からも重要。

② 2031 年度以降のライフサイクル GHG 基準について

委員

- ・ 今回の検討方針に賛成。
- ・ EU と比較して日本においては輸入の割合が多い。80%に削減水準を上げたときに、事業継続性、持続可能性にどのような問題が生じ得るのか、事業者にヒアリングを行うべき。

委員

- ・ 安定調達の見点を踏まえて削減基準を検討する必要。

委員

- ・ 今回の検討方針に賛成。
- ・ 業界における削減取組の見通しも考慮する必要。現状で算定値に大きな差がある原因について分析が必要。
- ・ 生産国の電源導入状況に関して、ライフサイクル GHG 既定値の見直しの検討を進めるべき。

委員

- ・ 生産国の電源導入状況に関して、系統電力だけでなく、個別の再エネ電気の調達など、全体での脱炭素化の動向もフォローすべき。
- ・ 削減水準に応じたバイオマスの供給可能性を考える際、新規燃料についても議論に含めるべき。
- ・ 卒 FIT 後は、他の再エネや低炭素燃料の削減水準や環境価値との比較が重要となるため、検討材料として入れるべき。

- 2031年度以降のライフサイクル GHG 基準は段階的に強化されるものという認識でよいか。

委員

- 今回の検討方針に賛成。
- 化石燃料に代わる電源としてバイオマス発電は引き続き重要。この導入量をどのように増やしていくかという観点で新しい基準を作るという考え方もある。
- さらに厳しい削減水準とした場合、経過措置として、発電所単位で基準をクリアする措置も考えられる。

座長

- 今回の検討方針については異論なしと確認。
- 単に基準値を決めるだけでなく、様々な論点を踏まえた検討が必要。
- 自主的取組において個別計算による算定を促すことが、どの工程に削減可能性があるのかを特定するためにも重要。

事務局

- 削減水準に応じた事業の継続性や安定調達の観点については、来年度の WG 等で業界団体へのヒアリングを踏まえて検討する。
- ライフサイクル GHG 算定値のバラつきが大きい理由について、業界団体と連携して分析を進める。
- 個別計算の促進についても検討する。
- 他の低炭素燃料との比較については、バイオマスと、水素・アンモニアとでは実用化のフェーズが異なることなども考慮して検討する必要。
- 今後の新規参入や経過措置の考え方についても検討する。
- ライフサイクル GHG の削減余地について、様々な論点を踏まえつつ、得られたデータを基に分析を進めていく。

③ 輸入木質バイオマスの持続可能性について

委員

- EU と日本とでは、バイオマスの調達先や調達量が異なり、それぞれ抱えるサステナビリティの課題も異なると考えられる。まずは現状、日本のバイオマスの調達先での課題について整理すべきではないか。
- ライフサイクル GHG に対応した持続可能性の認証を取得することを先に条件とした上で、その後でライフサイクル GHG 削減基準を適用する考え方もある。

委員

- EU-RED のような厳格なルールを設けたとしても、現状では実効性を担保する仕組みがないため、改正クリーンウッド法や SBP/GGL などの運用状況もフォローした上で、日本に合った仕組みを整理すべきではないか。

委員

- 今後の検討の参考とするため、ライフサイクル GHG に係る自主的取組のフォローアップだけでなく、持続可能性確保に向けた取組についても、業界団体からヒアリングを行うこととしてはどうか。
- 日本側で設けるルールの実現可能性の観点では、生産国側の制度を理解することも不可欠であり、不整合や二重規制にならないようにすることが重要。
- 合法性・持続可能性ガイドラインは、グリーン購入法の下で林野庁が策定したものであり、これを FIT/FIP 制度としても参照しているが、今後の検討に向け、同ガイドラインにおけるバイオマスの扱いを明確化しておく必要がある。

委員

- 合法性・持続可能性ガイドラインの下で利用されている既存の認証スキーム等が、どのような項目を確認することになっているのか、情報を整理しておくことも重要。

事務局

- EU-RED3 等の実施状況や、生産国・認証スキームの対応状況等については、林野庁とも連携して引き続きフォローする。
- 輸入木質バイオマスの持続可能性の取組についても業界団体にヒアリングを実施することを検討する。

座長

- 委員からの意見を踏まえ、次回以降の WG の検討に繋がるように事務局に準備をお願いしたい。

委員

- 議論を収束させる観点から、今後のバイオマス発電の在り方など調達価格等算定委員会の議論についても本 WG の委員にインプットしていただけるとありがたい。

事務局

- 次回の WG については日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031